

資料 7

公立大学法人青森公立大学定款（抜粋）

第2節 教育研究審議会

（設置及び構成）

第22条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる者（以下この節において「委員」という。）により構成する。

（1）学長

（2）学部長

（3）学長が指名する理事

（4）学長が定める研究科その他の教育研究上の重要な組織の長

（5）教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第1号から第4号までに掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

公立大学法人青森公立大学教育研究審議会運営要綱

平成21年4月15日制定

改正 平成23年 3月 7日
改正 平成27年 3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人青森公立大学教育研究審議会規程（平成21年規程第10号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、教育研究審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定款第22条第2項第5号の委員)

第2条 公立大学法人青森公立大学定款（以下「定款」という。）第22条第2項第5号の規定により教育研究審議会の委員となる者は、青森公立大学学部教授会の構成員である教員2名及び青森公立大学研究科教授会の構成員である教員1名とする。

2 前項の教員は、その候補者となる者を、学部教授会においては3名以上、研究科教授会においては2名以上選出する。

3 前項により選出された候補者の中から、学長が当該委員を指名する。

4 前2項の選出は、定款第22条第3項に規定する任期が満了する日前3月以内に（当該選出に係る委員に欠員が生じた場合にあっては、当該欠員となった後速やかに）行う。

(会議)

第3条 教育研究審議会の会議は、非公開とする。

2 定款第23条第6項の場合においては、同条第3項に規定する議長（以下「議長」という。）は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(表決の委任)

第4条 やむを得ない事情により教育研究審議会に出席できない委員は、議長を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における定款第23条第5項の規定の適用については、当該議長を代理人とした委員は、出席者とみなす。

(議事録等)

第5条 規程第5条に規定する議事録及び教育研究審議会の会議資料は、公開とする。ただし、公立大学法人青森公立大学情報公開規程（平成21年規程第28号）に定める不開示情報及び教育研究審議会が不開示とすることが妥当であると決したときは、その全部又は一部を非公開とする旨の議決をしたときは、この限りでない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。